

議 長	副 議 長	局 長	次 長	議 事 係 長	議 事 係

経 済 常 任 委 員 会 会 議 録 (1 2 . 1 定)			
日 時	平成 1 2 年 3 月 2 2 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 3 3 分
場 所	消 防 第 2 ・ 3 会 議 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	佐野委員長、大竹副委員長、成田・斉藤 (裕) ・小林・渡部・西脇 ・吹田・秋山 各委員		
説 明 員	市長、収入役、経済・港湾両部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開会宣告。署名員に成田・渡部両委員を指名。付託案件を一括議題とし、理事者の報告を受ける。

○ (港)工務課長

「臨港道路小樽港縦貫線平磯岬ルートの事業費について」

国の直轄事業として整備している平磯岬ルートについては昨年、第４回定例会の経済常任委員会において見直しルートの概要について報告したが、国から事業費の目処が示されたので報告する。見直しルートは従来の案を安全性、利便性、経済性を含めて再検討したものであり、全体で約１００ｍ、海上部で約３３０ｍの延長を削減し、ほぼ現道に沿ったルートである。その結果、漁業や東小樽海水浴場などの海域環境への影響を軽減するとともに事業費の削減も図られ、地元住民から要望のあった船浜地区への交通アクセスの安全性や利便性を高める計画になっている。また、従来の案では１２件であった移転対象者が４定の委員会で新たに１９件増え、計３１件と報告していたが、今回、精査した結果、３４件になる見込みである。新たな移転対象者については、新年度早々に用地測量や家屋調査を実施し、補償額の算定が終わり次第、個別に交渉を始める予定であるが、事前の対応としては今月の２９日に国と市が一体となって移転対象者説明会を開催し、事業への協力をお願いしていく予定である。本工事については移転補償や漁業補償などが完了した部分から順次進め、当面、暫定２車線の整備を先行し平成１５年度の完成を目指している。

現在、国において補償額や工事費の算定を行っており、関係機関との協議で確定していない部分はあるが、暫定２車線完成までの目安としてはこれまでの事業費を含め約８０億円を見込んでいる。

○ (港)小田主幹

「石狩湾新港の家畜伝染病予防法に基づく港指定の経過報告について」

平成１０年７月６日に石狩湾新港管理組合から協議があり、関係業界の意見や議会での審議を踏まえ、条件を付して昨年３月３０日に同意した。管理組合ではこれを受け、昨年９月１７日に北海道に国へ要望するよう要望し、道は同年１０月１９日に国へ要望しているところである。その後、市としては情報の収集把握に努めてきたところであるが、先般道から入手した情報によると国は、港指定に基づく施行規則の一部を改正する案について広く国民から意見を募集し、今後、これらを考慮した上で決定することとしているという記事が農林水産省畜産局発行の「家畜衛生新報」に記載されている。なお、こうした情報がある一方、管理組合、道、国からは指定の時期に関して明確には示されていない。

○ 中小企業センター所長

「議案第７０号小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案について」

中小企業法の一部改正がなされ、平成１１年１２月３日から施行されたことに伴い、同法の規定の一部を引用している関係条文の改正を行うとともに中小企業事業団法が新たに中小企業総合事業団法として改正されたことにより、同法の規定の一部を引用している関係条文の改正をあわせて行うものである。

○ 委員長

これより質疑に入る。

○ 西脇委員

旧朝里川温泉センター跡地について

予算・分権特別委員会では、朝里川総合開発から前田建設への売買契約書は先方の都合により提出できないということであったが、公有地の売却にかかわるものであり見過ごすことはできない。口頭による聞き取りでも構わないので売却額を示せ。

○観光課長

2億4,700万円と聞いている。

○西脇委員

小樽市が総合開発に売却した額は3億4,660万円であった。10年が経過し価格変動があったかもしれないが、実質的に1億円の値引きで売却された経緯を示せ。

○観光課長

前田建設からは鑑定を受けた金額と聞いている。

○西脇委員

約28%の値引きである。どういう鑑定をしたのか鑑定書を提出してもらわなければならない。所管外かもしれないが、平成2年と現在の地価公示価格を示せ。

○観光課長

詳しくは承知していないが、近隣では見当たらないということである。

○西脇委員

温泉センター跡地周辺にポイントは無い。一番近いところで新光4丁目、ラポールの上あたりにポイントがあり、平成2年の㎡当たり単価4万2,000円が、平成11年には4万3,000円となっており、おそらく平成2年と11年では単価に大きな変動はないと見るべきであろう。2億4,700万円の根拠となった鑑定書は提出できるか。

○観光課長

この場で即答はできない。相手方に確認する。

○西脇委員

総合開発が前田建設に2億4,700万円で売却するという相談は小樽市にあったか。

○観光課長

覚書に基づき協議はあったが、具体的な金額までは聞いていなかった。

○西脇委員

転売禁止の条項を守り続けてきたのは、それらを市がチェックするためではないのか。

市は総合開発が2億4,700万円で売却したことを適正な価格と考えているのか。

○観光課長

温泉総合開発と覚書に照らしての土地利用については、今までの議会でも相当話をしている。その中で我々も一緒に引き受け企業を探すとしながら、本体である前田建設にも頑張ってもらってきた。しかしながら、1月31日付をもって温泉総合開発が整理解散されたことに伴い、前田建設が関連企業グループで後を引き継ぎたいという話があった。

金額が適正かということについては、あくまでも鑑定評価を受けたものであり、通常の土地売買契約でも根拠となっているものと認識している。

○西脇委員

市長は覚書締結の当事者となっており、当然、転売の相談を受け、転売方法やその後の利用計画についても話を聞いていると思うが、2億4,700万円という水準で売却することを承諾したのか。

○市長

朝里川総合開発が立ち行かなくなり解散し、土地については本体である前田建設が引き受けるという話は聞いたが、金額までは聞いていない。

○西脇委員

総合開発と前田建設が売買契約を結んだということは、一般的には前田建設に2億4,700万円が渡ったものと思うが、中央バスや前田産業にはいくら渡ったのか。

○観光課長

今回の土地売買に中央バスと前田産業は直接かわっていないと聞いている。出資金3,000万円のうち中央バスが1,000万円、前田産業が600万円であったが前田建設工業が株の買取を行ったということである。

○西脇委員

中央バスは株の3分の1を保有していたが、前田建設はこの分の1,000万円を中央バスに返還するという措置を取っただけで、2億4,700万円からは1円も受け取っておらず、前田産業も受け取っていないならば前田建設が自分で金を出して自分で受け取っていることになる。

○観光課長

話からすればそういう形であるが、委員も御承知のように前田建設が平成2年度に市から売却を受けた際の3億4,660万円や固定資産税の支払、湯鹿里荘の運営に係る累積欠損などをトータルで肩代わりしてきた経緯によるものと思っている。

○西脇委員

朝里川総合開発はひとつの法人であり、湯鹿里荘運営に当たった約4,200万円の手当は会社運営の問題である。仮に、その分も含めて前田建設が手当していたとしても市が売った値段より1億円も安く買い取る理由にはならないのではないか。売却額から立て替え分を差し引くなら話はわかるが、それが鑑定の対象になるのか。

○観光課長

いろいろな話はあると思うが、我々が聞いているのは先に答弁しているとおりである。

○西脇委員

結局、前田建設は1円も金を出さずに1社で土地を取得したことになるのではないか。

○観光課長

最終的には本体である前田建設が引き受けたことになったが、途中の過程ではグループ会社18社の中の優良企業が引き取る可能性もあった末の結果と理解している。

○西脇委員

この4万6,400㎡の用地は本来であれば総合開発が私的に手を入れることはできない土地である。あくまでも湯鹿里荘経営による旧朝里川温泉センターに代わる施設を市民に提供することと宿泊施設が不足していることから11階建のリゾートホテルを建設するという約束が前提にあって売却されたものである。それが履行されないまま転売という結果になってしまったが、市長はこの転売が正しいと考えるのか。

○市長

前田建設主導で朝里川総合開発という新しい会社を作りホテル建設を目指していたが、経済情勢の変化により実現に至っていない。総合開発が立ち行かないということから前田建設に引き取ってもらい、引き続き予定どおりの事業展開に新たな展開も含めて要請をしているところである。

○西脇委員

前田建設は総合開発の出資額の47%で50%を占めておらず、当然、総合開発はひとつの企業体として収支バランスを見込んで事業を進めてきたもので、それが行き詰まったのであれば市の意向が今後の土地利用に反映されてしかるべきではないか。そのための覚書をしっかり締結すべきというのがこれまでの議会でのやり取りの主な意思である。平成2年8月から5回覚書が締結され、この間には平成9年8月8日から11月25日までの無協定期間という問題はあったが、いずれも「第3者への売却に当たっては市の承認を必要とする」というものであった。ところが今回、2月13日に締結され2月1日に遡った覚書には「第3者への転売に当たっては甲と話し合いをす

る」となっている。総合開発が清算された1月31日にすぐに締結できなかったことも不思議であるが、それ以上に不思議なのは覚書の内容が転売を禁止するというものではなくなったことである。何故、市長はこういう覚書に判を押したのか。

○市長

覚書の中で「協議をする」や「話し合いをする」と、中身は同じでも言葉の使い方が違ってきているということは聞いているが、実態としては同じであると理解している。

○西脇委員

そうであれば良いが、これが法的な場で争いになった場合に「甲の承認を必要とする」という明確なものから「土地の利用及び第三者への転売について甲と話し合いをする」と変わっても転売をさせない担保になるのか。「甲と話し合いをしたが折り合わない。それでも転売します」ということが絶対にないのか。

○経済部長

前田建設との話し合いの前に朝里川総合開発との話し合いでは、当初、市が売却したときの会社との約束事を覚書として締結してきており、その精神は前田建設も承知の上であり、「話し合いをする」という原点はそうした経過を踏まえたものと考えている。

○西脇委員

それでは何故これまでの覚書では市の承認なしに転売しないとなっていたのか。皆さんが言われるなら信用するしかないが、法的に見れば話し合いをするだけであり、合意を必要とする内容ではない。問題は前田建設が今回の覚書を締結するに当たって半月間に渡って渋ったのは将来転売しなければならない事態を想定したからではないかということである。それでなければ従来どおりの覚書を締結しているはずであり、一種の土地転がしではないのか。総合開発がいくらかの利ざやを稼いで転売するというのが大方の土地転がしであるが、今回はゼネコン1社が本来であれば手に入れない公共用地を1㎡当たり7,270円で買った。この値段であれば売却しようと思えばいつでもでき、しかも将来の利用計画はいまだにない。市はいつどういうことでこの問題に決着をつけるため前田建設と接触するのか。明確な市の方針を示すべきではないのか。

○市長

確かに当初予定どおりの事業が進んでいないので、再度、強く要請するとともに新たな方向性を視野に入れながら早く解決しなければならない問題であり、最大限努力したい。

○西脇委員

覚書は従来のようなきちとした形に改める必要があると思うがどうか。

○観光課長

西脇委員の言われるとおりであると思う。今回の覚書についても地域の活性化、振興に寄与すべきということを重く受け止めており、今後とも前田建設に対しては強く要請していくと同時に市としても1日も早く実現できる道を探し当てたい。

○西脇委員

今回の覚書には期限がなく、なおさら市の承認なしに転売しないということを担保できるような形に改めさせてもらいたい。

○観光課長

今後、前田建設とは相当の話し合いをしていかなければならず、今の点を含めて協議したい。

○西脇委員

締結を渋るのは転売したい意思があるからではないかという心配がある。きちっとしてもらいたい。

○西脇委員

フィッシュミールについて

昨年 3 月 30 日に施設使用損失補てん金の支払期限が切れ、来年の同日に満 10 年の時効を迎えることとなるが、この間の相手方との交渉経過を示せ。

○ 商工課長

昨年 9 月の第 3 回定例会で議論があり、それ以降、庁内会議を開き、法人の代表と昨年 10 月、12 月、今年 2 月と 3 回協議を行った。

○ 西脇委員

協議の結果はどうか。いままでのやり取りでは分割払でも良いから相手方の誠意がわかるような方途を探すということだったが、話し合いに前進はあったか。

○ 商工課長

協議は平成 9 年 11 月から経済部長、商工課長レベルで行われてきており、状況認識の確認から具体の協議に入るまで時間がかかった。現実の支払の問題になると連帯保証人 7 人の当時の認識の重さの問題などがあり、進展していない。

○ 西脇委員

結果的に 1 億 5,780 万円を直貸ししているが、私が契約書の誤りを指摘するまで気が付かなかったことからすれば、当初からお互いに払う意思も受け取る意思もなかったと言わざるを得ない。問題は全額を一括して払うのは常識的に無理としても、何らかの形で決着をつけないといけないということである。10 年の期限が来たとき市はどうするかという一定の方針が必要と思うがどうか。

○ 商工課長

時間が相当経過していることから 7 人の保証人のうち 3 人が亡くなっており、財産もなく生活が厳しい方もおられるなど状況は厳しい。我々としても一方ではそれら法人の代表の方と話し合いをしながら、もう一方では庁内の協議を続けており、来年 3 月に 1 回目の時効が来ることから方向性を出していかなければならない時期が来ると認識している。

○ 西脇委員

結局、市の曖昧な態度が相手方に迷惑を掛けてきたのではないか。この責任をどう感じているのか。

○ 経済部長

話し合いをする中で分割でもと言ってきているが、相手方も生活状況などから無理だということである。その中で間もなく一部が時効を迎えることから従来に増してどうしたら良いかを検討していかなければならないと思っている。

○ 西脇委員

今までの答弁の域を一步も出ていない。結果として話し合いがつかず、こういう事態になっているのだから、それを踏まえてどういう処置を考えているか示せ。

○ 市長

過去数年間に渡って話し合いを続けてきたが理解が得られず、返済能力の問題もある。

最終的には法的な措置を講じるか諦めるかの選択となると思うが、慎重に検討して早い時期に示したい。

○ 西脇委員

制度融資について

これまで市がいろいろ力を入れてきたにもかかわらず、4～12 月の実績を見ると小規模企業経営安定資金は 1 件、特別小口資金も 3 件の利用に留まり、ほとんど使われていない。これは景気が良くなったからという訳ではなく、本当に利用しやすい制度なのかもう一度見直すべきではないか。新年度の利用見込みはどうなっているか。

どう考えているのか。

○港湾部長

平磯線については以前から話しているとおり港湾輸送とともに市民生活にも必要な道路と位置付けており、大型輸送体制の中では貨物トラックを想定しながら道でも計画している。将来の4車線化により一般車両も含めた幹線道路との位置付けも考えており、平成15年までには2車線を確保しながら4車線を目指していく。

○渡部委員

2車線の東小樽交差点に40フィートコンテナが入れば安全性の問題が提起される。港湾輸送についてはこれからのことではなく、フェリーを含めて既に始まっていることであり、バイパスの利用など他の方策を考えなければならない。平磯線に金を注ぎ込み4車線化されれば問題は解決できるかもしれないが、しばらくは2車線であり、時間的な面や安全面を考慮すれば、それに代わる輸送体制を考えておくべきと思うがどうか。

○港湾部長

将来的には4車線ということで整備を進めているが、港湾輸送体制からはバイパスという話もある。これについては企業ヒアリングやポートセールスをしている中で小樽のアクセスが話題になり認識しているし、将来4車線になるから良いということではなく、当面、バイパスの助成も検討しなければならないと思っており、港湾関連業界のバイパス利用状況などのデータも取りながら将来的に検討していきたい。

○渡部委員

道路公団に対しバイパス料金の引き下げや無料化に向けての折衝をしたことはあるか。

○港政課長

バイパス料金の減額や無料化については、今後の港町埠頭の活用を含めた中・長期的な課題と捉えており、今現在、港湾部独自で行ったことはない。

○渡部委員

港町埠頭の供用開始に当たっては、コンテナを含めて活用したいという話があり、ポートセールスを一生懸命行っていることはわかる。問題は条件整備であり、貨物を誘致するために道路は切っても切れない関係であり、きちんと体系を組みながら誘致していく必要があると思うがどうか。

○港政課長

私どもがポートセールスに行って最初に聞かれるのはポートチャージであり、バイパス料金を含めた経費の問題である。来年度の港町埠頭全面供用開始に当たってコンテナ航路誘致も念頭に置いており、大きな要素としては臨港道路平磯線も必要であるが、一方ではバイパスから直で埠頭に出られるというのも魅力であり、バイパス料金の助成や公団とのからみはあるが軽減などの具体的条件整備を早期に詰め、ポートセールスを具体的に強く行っていきたい。

○渡部委員

将来的なことは大事ではあるが、並行して当面の手立てが薄いのではないかと感じている。それがなければマイカルのための道路となってしまう。マイカル以前から港湾関係者は道路の重要性を訴えてきたものであり、将来に向けた道路整備と小樽港の経済活動における対応策を合わせ持ちながら具体的に進めてもらいたい。

○渡部委員

石狩湾新港の家畜伝染病予防法に基づく港指定について

平成11年3月に北海道から求められたことに対して小樽市は商工会議所、港湾振興会の意見書を付して知事に回答している。この件については石狩湾新港特別委員会でも議論されたことであり、回答書と同時に小樽市議会からの意見を含めての要望も届けていたはずである。先ほどの報告では内容を掌握しておらず、情報も的確に捉えていないかのような印象を与えるものであったが、大事な問題なので小樽の意見や要望が守られることを事あるごと

に相手方に確認していくべきであり、単に情報不足で済ませることなく、回答に沿ったもので決められるよう進めてもらいたい。経過はどうか。

○港湾部長

昨年の新港特別委員会の論議を踏まえ、その意向を管理組合や道へ伝え承諾をしたが、その後、管理組合が昨年9月に道へ指定を受けるための要請を行い、10月に道が国へ要望したという流れの中で、私どもとしても商工会議所や港湾振興会から一定の条件が示されており、また、議会の論議についても相手方に伝えており、そういった内容が守られた上での要望であるかということを知っている。管理組合や道としてもそれらは十分認識しており、小樽の意向を尊重しながら要望していきたいということである。そういう中で先ほどの報告にあったように意見を求めるという情報を入手したことから、商工会議所や港湾振興会などにこういう情報があることを報告したところである。

○渡部委員

小樽港の権益からすれば大事な問題であり、その時点では施行規則第45条第3号の内に限定するということがあったので、市の回答した枠の中で港指定が行われるように主張すべきである。当時はこのことと同時にフェリーの新潟航路が苫小牧東港にという問題と一緒に提起されていたが、小樽市議会として平成10年12月に反対の要望、意見書を出している。これまで歴史と経過に基づいて培ってきた小樽港の権益が徐々に崩されていくというゆゆしき事態の中で業界側も苫小牧の選択をしたわけであり、その意をしっかりと受け止めて、余分なものまで港指定されないようにするとともに、その波及性として苫小牧まで港指定されないようにしっかりと監視し、情報を的確に取りながら小樽市の主張をしてこの問題に取り組んでももらいたい。

○渡部委員

委員会質疑の姿勢とあり方について

今日は経済常任委員会であるから、これまでの不祥事及び朝里川温泉センターに関連して質疑のあり方と姿勢について話したい。ドリームビーチも経済常任委員会の中で時には相当の議論をしながら問題提起と解決に努めてきた。駐車場の収入状況についても多くの委員から話があったが、答弁の多くは「天候に左右される問題である」というのが記憶に残っている。しかし、「天候の良かった今夏でこんなに少ないはずはないだろう」という質問もあった。こういう点からすると委員会質問の中で委員から指摘があったことについては、単なる観念論ではなく、一定の精査、点検をするという姿勢があれば、今回の不祥事ももう少し違った展開になったのではないかと。その意味では、質疑や委員からの質問は謙虚に受け止め、それに基づいて点検、調査をするということがあって良かったと思うし大事なことである。温泉センターについては、西脇委員からも話があったし、予算特別委員会でも話があった。大事なことは経過を踏まえるということであり、従前から助役などは、「引き合いの話があり、もう少し待って欲しい」という期待感を持たせる話とその都度出されてきた。しかし、何もなかったし、その経過についても何も知らされていない。

今回は、ひとつの変化であるので、せめて委員会の委員長や副委員長と話をしながら適切な措置を取ることも大事なことだったと思うし、当然、その経過に基づいて経済常任委員会に報告ということも出てくるのではないかと。いくら急いでいたり違う問題があったにしても、今回の措置は「軽視」、「無視」と言われても仕方のないことである。委員会などで質疑をして「検討します」、「研究します」、「鋭意努力します」と答弁しても、「今こうなっています」という中間報告はされず、委員会ですべて仕切直しということになる。

つまり、質疑に対するあるべき姿よりも、委員会が終了すればそれで終わりという感が見受けられる。今後、委員会において質疑のあったことは敏感に捉えて対応していくことが大事であると思うが見解を示せ。

○経済部長

経済部職員の不祥事については責任を痛感しており、市民や議員の皆さんに大変申し訳ないことをしたと反省し

○観光課長

この小冊子を作る経緯となったのは、本市の観光が抱える通年観光や宿泊滞在型への移行という2つの大きな課題をいかに解決していくかということで、小樽観光誘致促進協議会（誘致協）が発行したものである。観光と一口で言っても攻める方と守る方があり、官民を挙げてソフト面の充実を図るためには、受け入れ体制の問題を解決することにあると考えている。誘致協はプランニングし、実践し、いかに経済効果を生めるかということで、端的な例としては「雪あかりの路」に活用されている。また、「おもてなし」の部分のいかに観光関連業者だけでなく市民1人ひとりに啓蒙していけるかということにも取り組んでおり、さらに、情報化という時代の中でホームページで全国に情報発信を行っているところである。

○秋山委員

「小樽に来ていただいている」という思いとは逆のアンチ観光派と言える人に対する手立ては、町内会に1度だけプリントが配布されたが、その後どのような対応をしたか。

○観光課長

町会に対して市民1人ひとりの意識改革が大事ということで配布したが、まずは観光客との接点が多い観光関連業者から意識の啓蒙を行い、市の広報誌やホームページにも載せて少しずつでも意識を掘り下げていきたい。外から見ると小樽は観光都市であるというイメージがあるが、市民との間にはギャップがあり、これを払拭するため地道な活動をする必要があると考えている。

○秋山委員

小樽に来る方は1回の観光に留まらず、何かがあるから何回も来てくれる。ちょっとした人との触れ合いから小樽のまちを好きになってもらうという部分を市民1人ひとりが目指していくのが大切と思うので、15万人の心を変えるのは難しいが、しっかりと取り組んでもらいたい。7ページに新しい観光施設ができる度に観光客が増えるというデータが平成8年度分まで載っているが、9、10年度にはどういう施設ができたか。

○観光課長

オーセント、ソニア新館、ヒルトンなどのホテルが相次いでできており、宿泊のキャパシティの増大が際たるものである。その他、マイカル小樽、マリーナの中の施設、堺町通のリニューアルなどである。

○秋山委員

道道臨港線を挟んで家電量販店のデンコードーが今春オープンすると聞くと、出店によりあの地区が明るくなると思うと同時に交通に関しては、本の店岩本ができただけで新富線が交通渋滞し、事故多発地帯となっていることからすると道路事情にも配慮してもらいたいと思うがどうか。

○商工課長

4月オープン予定で工事が進められていると聞くと、岩本ができたときにも車が入りづらく出づらいという状況であり、マイカルオープンに合わせて信号機や標識などの工夫を行い、右折禁止にするなど交差点の中で車を回している。デンコードー出店に当たり、庁内で議論をした中では交通に支障はないと聞いているが、注意深く状況を見守りたい。

○秋山委員

地方のお客さんが通るのではなく、小樽の人が近道で利用し、マイカル側から臨港線を通って真っすぐ来る車と岩本側の小路から出てくる車が接触する事故が多発している。現地はカーブミラーを設置する場所もなく、通行止めにして欲しいという声まで出ていた地域であり、町内会との話し合いを含めてしっかりとやってもらいたい。次に、18ページに「全て小樽市はやり過ぎる」という声載っている。官民一体の組織作りが大切なのではないか。

○観光課長

の弁護士の判断は、仮に支払命令を申し立てて裁判となったときは債権消滅も含めての議論になるということである。ただし、そうなった場合には商法上の問題は期限が切れているので、我々としては民法上の扱いの中で当面は来年の3月に第2回目の支払金額である1,578万円が消滅時効を迎えるという認識でいる。

○ 斉藤(裕)委員

いずれにしても裁判でやってみなければわからない。当然、相手方も不服を申し立てる訳がないので、市が何らかの法的措置を取るしかない。ところが先ほどの市長答弁では時間切れ引き分けでそのまま放置してしまうというような話があったが、仮に放置した場合、この金額は実務上どのように扱われるのか。

○ 商工課長

正確な取り扱いとは承知しないが、10年で債権消滅ということであれば市の財産上、過年度未収金から落としていくものとする。

○ 斉藤(裕)委員

これは議会の議決事項になるのか。

○ 商工課長

詳しく承知しないが、1つ1つが議決案件ということではなく、税などで起きている時効については決算議会のときに処理されている。

○ 斉藤(裕)委員

前任者の引き継ぎを現担当者が行っており、どこでしがらみを断ち切るのが難しいが、黙って見過ごす訳にはいかない。最終的には市長の政治的判断と思うので注意深く見つめていきたい。

○ 斉藤(裕)委員

観光振興公社について

先日、観光振興公社の資金計画書が示されたが、平成10年度と11年度を比較すると借入金の返済が、これまでの1,000万円代から280万円となっている。どういう事情があったのか。また、253万3,000円が減価償却されているが、減価償却が発生しているのは平成11年度のみである。他に償却資産はないのか。

○ 観光課長

収入はポートシャトル関係が良かったのでまあまあの線できているが、営業支出が1,200万円程度増えた。これは昭和57年に建造された祝津・オタモイ号の老朽化に伴い発生したスクリュートラブルなどの修繕費増高によるものであり、支出の増加が当期利益を圧迫したため、例年より1,000万円ほど少ない返済となった。また、減価償却については船の減価償却であり、従来行えなかったものであるが、平成8年度から取り組んだ経営健全化計画の中で初めて単年度黒字の決算が行えたことから役員会で決定されたものである。

○ 斉藤(裕)委員

船は何隻所有しているのか。

○ 観光課長

定期航路3本に対してオタモイ号、祝津号、ポートシャトルの3隻と屋形船である。

○ 斉藤(裕)委員

これだけの資料からは断定的なことは言えないが、中松収入役に出席してもらっているのだから、民間の経験からアドバイスをいただきたい。観光課長の答弁を聞き、資金計画書を見る限り、船の所有を見直して経営改善を図るべきではないかと思うがどうか。

○ 収入役

船をどうするかは別にして、資料を見たときに平成8年の問題が公社にとって一番大きいと感じた。このときに抜本的に経営を見直し、減資、増資、繰欠の解消を行い単年度黒字体質となるようにしたものと思う。観光課長が

らオタモイ・祝津航路の2つがあり、老朽化によって金がかかるとの説明があったが、船をなくしたらいいと短絡的に考えなくても良いのではないか。むしろオタモイ航路の景色は大変素晴らしく、特に夕日を見る時間帯は良いので、公社としてはもっと乗船客を増やす努力をすべきと考える。

○斉藤(裕)委員

「ポンコツは捨てる」ということではなく、前段で述べたとおり詳しい資料を見なければ、例えば老朽化のため船の修理費は増加傾向にあるが収益アップによって賄えるかなどの判断ができない。この航路は将来的に生きる道という答弁はなるほどと思ったが、議会と行政が正確な判断を下し、土地開発公社の不祥事について先日の委員会で我々もめくら判だったと反省したようなことを回避するためにも最低限決算書の原本を見せてもらいたいどうか。

○経済部長

観光船老朽化に伴い維持補修費がかさんでいるという話は公社から相談を持ちかけられており承知している。公社内部でも船の交代について資料を集め検討しているとのことである。後段の決算の関係の資料については、毎年度議会に報告しているが、支出内訳書などは決算の附帯資料なので提出していきたい。

○斉藤(裕)委員

収支が厳しいから280万円の返済になったというが、小樽市に対する返済金500万円を繰り延べたとしても、各金融機関へ平成12年度以降1,100万円程度の返済をしなければならない。これについては繰り延べ交渉をしたものと思うが、どこの金融機関からいくらずつ借りているのか。

○観光課長

当初計画では毎年、金融機関を含めて1,500万円ずつ返済する予定であり、平成9年度、10年度については1,300万円前後を返済した。今回、やむなく280万円程度にしかならず、金利比較を行ったところ各金融機関の利率が若干高かった所以他们を優先せざるを得なかったものである。なお、金融機関は3行であるが、手元に資料がないため別途としたい。

○斉藤(裕)委員

通常であれば返済が滞れば次の貸出が受けられなくなる。そうなれば船を新しくするといってもできなくなるので注意深く目を向けておいてもらいたい。

○斉藤(裕)委員

直貸しについて

直貸しを主張しているのは共産党と市民クラブであるが、共産党の主張は小樽市の意向に従い、打てば響くように金融機関が資金を出すというような形であり、協調倍率を1以下の0.2などにすればできないことはないと思われる。私たちは他行債務決裁として債務を一時的に決裁して抵当権をまとめ、その前段としては引き受け金融機関の融資が実行されることを見ること、例えば融資証明書などでの確認、金融機関同士では代理受領など途中で金が抜かれない措置をし、これらでリスクを軽減できると主張してきた。その中で市が一時的に借りて直貸しをしてもらいたいと言っているにもかかわらず、答弁では保証協会と協議したが良いと言ってくれないということであった。これは私たちが主張することとは全く異なり、非常に不満である。保証協会とはどういう協議をしたのか。

○中小企業センター所長

他行債務決裁のための直貸しを活用した融資ということについては、以前から質問があったものであるが、確かに直貸しそのものをみると金融機関の代理受領などのための決裁の原資として市が一時的に資金を出すという形のもは理解できるが、制度資金の中間の直貸しとしても最終的な救済を新たなものに切り替えるという中では、銀行や保証協会がからむものであり、その調整を詰めている中でまだまだ制度としては課題があるためそのような答弁となったものである。

○ 齊藤(裕)委員

保証協会と金融状況の意見交換をするのはいいが、このことは何年も前から提起していることであり、当時は金融機関や保証協会と話をしてくださいというところから始めたものである。今、具体的な話になってきて、仮に受け入れ金融機関が決まってからというところまできている。ここまで来て保証協会と話し合うというのは理解できない。そこで収入役に何うが、この制度による資金導入の道を確保して欲しいというのは、金融機関が破綻したときのためである。例えば中小零細企業が主な取引先である小さな金融機関が営業停止になったとき、政府などの特別な対応である中小公庫や商工中金などに移行するためにはどうしたらいいかということである。拓銀破綻時には、ほとんどの人がサブを持っていたので信金や第2地銀へ行くということが可能であった。ところが、地元の金融機関がメインバンクという人達は、もしその金融機関が経営に行き詰まった場合、行き場を失ってしまい、駆け込み寺となりうるのは政府系などしかない。特に具体的な例を上げれば、中小公庫は自己使用の建物は取得原価で担保価値を算定し、しかも掛け目なし、返済は商売に合わせて最長15年の最終年度にまとめることもできる。これは昔は銀行も行っていたが今はできないものである。ところが残念なことに抵当権を設定してから実行となるので、いくら金消契約書に印が押されお互いに正本、副本を持ったところで抵当権が1番で設定されていなければ資金が出せない。このことを解決する道筋をつけるだけでも有効と考えるがどうか。

○ 収入役

直貸し制度はリスクがあってはいけないというのが大前提である。そういう意味から言えば委員が言われる仕組みはリスクがないことは理解する。小樽市においての政府系金融機関は中小公庫、国民金融公庫の2つがメインであるが、いずれも担保設定については第1順位が前提となっている。したがって、ある企業がA金融機関から5,000万円、B金融機関から3,000万円、C金融機関から2,000万円の合計1億円を借入していたものを中小公庫や国民金融公庫に一本化する場合、その企業がA金融機関に5,000万円を返済するから担保を抜いて欲しいと申し入れ、同様にB・C金融機関にも話をする。そのときどこの金融機関が肩代わりをするかという問題がある。通常、民間金融機関は担保抹消登記を同時に行うケースが多いが、政府系はそうはいかず委員が言うとおりである。そこでどうするかというと、A金融機関はまず中小公庫や国民金融公庫がその企業に対して1億円の融資をするかどうかを確認し、確認がとれれば事前に抹消するということを事実上行っており、B・Cも同様に行うと思う。実際に抹消を行ってもA金融機関には5,000万円の融資が残るが、1週間から10日で解決できる問題として先行して抹消し中小公庫などから回収している。問題は企業業績がどうかということであるが、それについては市が直貸し制度を作っても、中小金融公庫や国民金融公庫さらに民間金融機関が一本化するのは難しいと考える。委員が言われるようなルールは今現在も実際に行われていることを理解してもらいたい。

○ 齊藤(裕)委員

A・B・Cの金融機関で1行が取りまとめをし、ドミノ的に了承を得られるのは金融機関と良い関係がある人である。私は収入役が就任する前からこの話をきており、制度融資の実行率は何の役にも立たないと言ってきた。マルタルの申し込みが100%に近いといっても、それらは保証協会がついてから行うものであり、当然である。しかし、小樽市のような中小零細企業が多いところは、必ずしも企業の形態をとっていないところも多く、制度融資の利用件数を数えるのではなく、融資を使いたくても却下されたもので数字に現れてこない融資案件に目を向けて、そこを底上げすることによって地場経済の活性化が図られると考える。ただし、闇雲に金をばらまけと言っているのではなく、私の主張はイレギュラーなケースかもしれないが、資産はあるが突然金融環境が変わり、1行しか取引していないところが駆け込みで政府系金融機関へ行っても抵当の関係を整理するように言われる。そういうレベルの人達は誰に相談すればいいのかということである。金融機関が行き詰まったときには大きいところから順番に対応していき末端は後回しにされる。たとえ100件のうち5件であったとしても、そういう小さなところに対して道を作っておくことも大事ではないか。

○収入役

現実問題として確かにそうだったが、小さな金融機関、大きな金融機関というのはあまり関係ないのではないかなと思う。例えば拓銀が破綻したことによって小樽支店の融資が残高ベースで約650億円あった。そのうち北洋銀行や道銀など市内の金融機関が約500億円を引き受け、残りの150億円は整理回収機構(当時は債権回収銀行)へ回ったが、整理回収機構は融資を行わないので数多くの方々に迷惑をかけた。そこに回されたところは破綻懸念先や実質破綻といわれる経営内容が多かったが、私も支店長として取引先が経営継続できるような努力をしたつもりであり、また、北洋銀行がより多く引き受けてくれるように努力した経緯がある。委員は弱いところを救うのが直貸し制度ではないかという御意見かと思うが、そういうところが仮に政府系金融機関なり、民間金融機関であったとしても肩代わりという中で受けてもらえるかという問題がある。制度を作って100のうち5件でもという御意見はそのとおりだと思うが、実際にそうだとすれば直貸し制度がなくても金融機関は受けてくれると信じている。この制度の有無ではないと考える。

○斉藤(裕)委員

手法の問題については理論的なまちがいはないが、効果の点でどうかということである。収入役は金融機関はそういうときには血も涙もあるという話で、こちらは金の切れ目がというところであるが、この辺は今後、議論を進めていきたい。

○斉藤(裕)委員

花園銀座商店街について

核店舗である松竹ボウルが閉鎖され更地になると言われているが、花園3丁目町会としては非常に大きなダメージを受けると思う。代表質問を受けて経済部のスタッフが早速足を運んでくれたようだが、政策的に商店街の振興や救済という意味で資金を含めて手立てを講じなければならないのではないかな。特に建物については1,500坪あり、壊すだけでも所有者は数千万円の出費をするわけであり、その辺で活路を見いだせないか。

○斉藤(裕)委員

交通記念館について

所管が違うと言われるかも知れないが、収入役が社長に就任し、これから行おうとしていることは、社会教育施設と集客施設の両方の顔を持つというこれまでの議論経過からすれば、まさに集客施設としての再建であり、これは観光という立場とスタンスを同じくしなければうまくいかないと思う。いろいろな考えを持っていることと思うので、今後の方針の一端を示せ。また、これまで業績が低迷してきた原因について直感的に分かっていることを根拠がなくても良いから、「これが原因ではないか」というものがあれば示せ。

○(経)小鷹主幹

第1点目の松竹ボウルについては、先日、支配人にも会ったし、町内会の会長にも会って話をした。その中で松竹ボウリングについては1970年以降、30年ほど続いた営業を終了したということで、土地の大部分の所有者と話し合いをしているところであり、所有者の意向により建物を取り去って更地にするか、何か再利用するかということで聞いていた。今、委員が言われた7月に更地にするということまでは聞いていなかったが、そういったことを含めてこれからも話を進めていきたい。町内会の意向としては、あの部分が空くのは商店街としては非常に困るということで、できれば元のボウリング場のようなにぎわいを持つ商業施設が入ってもらいたいという話を聞いてきたところである。今後、建物をそのまま利用するのであれば、空き店舗対策事業という制度もあり、それを活用できるかと思うし、それ以上の手立てが必要ということであれば、町内会とも話し合っていていきたい。近々、町内会でも役員会等を開くと聞いているので、商業振興については経済部が窓口になって話を聞きたいと申し添えてあるので、話し合っていていきたい。

○収入役

いては、同じような商業形態では難しいと思われるので、メディカルセンターという形で検討してはどうか。

○ 商工課長

3 月で賃貸が切れるため 4 月以降の新しいテナントを管理会社、丸井本体を含めて協議していると聞いている。今後、何回か会う機会があるので、メディカルセンターについて今は承知していないが、勉強して話をしたい。

○ 成田委員

ロシア人向け施設について

小樽港は外国貿易港として 21 世紀の港湾事業の中で対岸貿易が重要な役割を占めることが予想されるが、ロシアから入港してくる観光船や漁船の数や上陸人数の現況を過去 3 年間に渡って示せ。

○ 企業立地・貿易推進室主幹

	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年
入港数（隻）	1,094	1,123	1,224
上陸数（人） ＜うち観光目的＞	32,400 ＜3,000＞	29,900 ＜950＞	29,200 ＜750＞

○ 成田委員

入港後の動態はどうか。

○ 企業立地・貿易推進室主幹

船員と観光客で異なるが、観光客については、平成 10 年 8 月にルーブルの通貨危機により減少しているが、傾向からすれば小樽港に 3～4 日停泊しているうち 1 日は札幌市内観光をしており、残りは小樽市内で買い物や観光をしている。

○ 港政課長

船員の関係は、港湾部で把握している範囲では、昨今の経済状況からロシアも景気が良くないということで係留日数が短くなる傾向があり、荷役作業が終わると直ちに離岸するため市内への滞留時間が短くなっている。

○ 成田委員

長期間洋上生活をしてきた漁船員に対する小樽港における福利厚生施設としてシャワーや休息ができるようなところはあるのか。

○ 港政課長

外国人入浴問題があり港湾部の関係で調べたところ、港湾労働者福祉センターがあるが、これは外国人向けではないため、入浴施設としては新日本海フェリーの浴場的なものひとつと考えている。

○ 成田委員

過去にはテルメへ行くロシア人が多かったと聞くが、市内に総合レジャー施設のようなものがあれば解決策になるのではないかと。

○ 観光課長

札幌を中心に買い物に行っていたのを目にしていたが、小樽の場合は今でも免税店を中心に相当の金額を買われている方がいる。元々は家族のために何かを買うというのが大勢を占めており、レジャー関係だけでは難しいと聞いているが、魅力的な複合的施設があれば滞留時間も長くなると思われる。先ほどの答弁で挙げられたように、一般で来られる観光客は減少傾向にあるが、年間でホテルに宿泊している方が 1,000 人前後いるので、経済効果

には相当寄与している。今後とも、商店の魅力を商店街を中心に商品の店頭表示する中で「おもてなしの心」を持ちながら商売してもらいたいと思っている。

○成田委員

外国人観光客について

最近、韓国や台湾からの観光客が増えてきているようだが、主な国別の入込数を把握しているか。

○ 観光課長

東アジア地域から相当数来られているようだが、残念ながら外国人の入込数は公表数値を出せるまでにいたっていない。今、捉えているのは北海道の入込客数の調査要領に基づき２年前から宿泊客の調査を行っており、これが公表数字となっている。東アジアからの関係では、台湾からのチャーター便が平成９年度には３２便であったものが、平成１１年度（２月末現在）２４２便にも達している。これは速報値であり、詳細は４月に入ってからとなるが、便数は相当数伸びており新千歳までは相当数入ってきていることになる。そういった中で宿泊者の絶対数は少ないが、平成９年度１，７００人、平成１０年度２，４７０人、平成１１年度は上期で２，１００人が小樽市内のホテルに宿泊している。

このうち顕著な伸びを示しているのは、台湾が平成9年度70人から平成11年度上期700人、香港が平成9年度10人から平成11年度140人といずれも10倍の伸びとなっている。

○成田委員

これだけの観光客が海外から来ているということであれば、市内経済に対する経済効果が期待できるものと思うが、小樽郵便局の外国為替の利用状況と換金状況はどうか。

○企業立地・貿易推進室主幹

北海道郵政局によると、外貨両替としては平成10年度で3億4,700万円、平成11年度は途中であるが、7億5,300万円と聞いている。ちなみに全国一ということである。

○成田委員

2 1 世紀の観光施設について

能楽堂の中に老松、唐獅子の絵がある。これは室町時代から続く狩野派の17代当主狩野乗信(かのうもちのぶ)の絵であるが、観光ガイドマップに載っているのか。是非、観光の材料としてもらいたいがどうか。

○ 観光課長

公会堂については、歴史的建造物に指定されているということで一部紹介されているが、脚光を浴びるまでは至っていない。市民部や教育委員会の関係もあるが、市内には他にも日の当たらない施設が多数あるので、今後、トータルで検討していきたい。

[illegible]

○大竹委員

石狩湾新港の家畜伝染病予防法に基づく港指定について

平成１１年３月２３日に市長から知事へ要望を出し、この中で条件付で認めるということだったが、いろいろ解釈をすると曖昧な部分がある。仮に限定条件が満たされないときは承認は無効として撤回できるか。

○ 港灣部長

確かに私どもの方から管理組合なり道に港湾振興会、商工会議所の一定の意見を付けて承認をしている訳だが、今回の情報は最近得た情報であり、その辺も含めて業界の意見を聞いてから判断するなりアクションを起こすのであればそういう方向で検討したいと思っている。

○大竹委員

これは業界の問題であり経済状況もあるので、業界が了解するのであれば、それは一つの経済の流れと思うので、

その辺は良く説明し、業界に了解、理解してもらうようにしてもらいたい。

○大竹委員

請願第10号について

於古発川店舗の活性化に向けて駐車場の確保として出ているが、川の上だけではなく近くに駐車場確保ということも考えられるのではないかなと思う。これからまだまだ検討しなければならない部分があるのではないかな。

○中小企業センター所長

御指摘のとおり直接川の上に駐車場機能を持たせることは河川法の問題があって難しいことから、組合の方には活用できそうなスペースをお客さんの利便性のために利用してはどうかという協議もしてきた。それを実行するということであれば、市のみならず道や国の制度もあるということで声掛けをしてきており、これから具体化してくれば話に乗っていきたいと思っている。

○委員長

質疑終結。

休憩 午後4時08分

再開 午後5時25分

○委員長

討論に入る。

○西脇委員

請願第10号、陳情第17号は採択を主張する。市の行った商業者動向調査結果によると、中心市街地における平日の売上が10～30%程度減少した割合が約57%に達し、マイカルの影響は歴然としており、市も今議会に「いきいき資金」制度を設けて商業者支援を行うことにみられるように事態は深刻である。妙見市場も例外ではなく、特別な融資制度で支援することも必要だが、それぞれの商店街や市場の置かれている状況にあった施策が求められている。請願第10号は妙見市場として最も良い方法として集約化と駐車場の確保により活性化を求めているものである。現場の商業者と議会、理事者がスクラムを組んで活性化のために力を尽くすことが求められている。願意はもっともであり、採択することにより何らの不都合が生まれるものではない。自民党が採択に反対するのは全く理解できない。なぜなら昨年9月24日、3定の経済常任委員会の会議録では、自民党の成田委員が、「現代は車社会であり、妙見市場としても駐車場の確保が課題の一つではないかなと思う。そこでA、B、C3棟あるうちの1棟を駐車場にできないのか。」と発言している。願意は正にこの成田発言と一致しており、成田発言が請願書提出のきっかけにもなった経緯から、採択に反対するのは重大な裏切り行為と思われる。陳情第17号は、雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方であるが、全国で吹き荒れるリストラによる失業は深刻で、その改善は急務であり、採択すべきである。

○大竹委員

請願第10号について継続の討論を行う。この問題については、確かに今、共産党の委員から言われた去年の3定の中で、成田委員がそのような話をしているが、経済動向を考えた中で、単に、この駐車場の問題だけ、あるいはどこへ持っていくということだけではなく、法律面や立地などもっと検討しなければならない課題がたくさんある。これから本当の意味での活性化に向けて検討しなければならない課題が山積みであるという思いと経済の活性化のためにはもっと研究しなければならないと考え継続を主張する。なお、継続にならないときは、自席にて棄権としたい。

○委員長

討論を終結し、順次採決する。

請願第10号については、まず、継続審査について採決し、可否同数のため委員長採決により継続審査は否決、

次に、可否について採決し、採択と決定。陳情第１７号については賛成多数により継続審査と決定。議案第７０号については原案可決と、所管事項の「経済の活性化について」の調査は継続審査と、いずれも全会一致で決定した。
散会宣告。